

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 実施状況及び効果検証

(単位:千円)

No	枠	交付対象事業の名称	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的、効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期	経済対策との 関係	推奨事業メ ニュー	A			成果目標(可能な 限り定量的指標を 設定)	事業実施状況	効果検証 ①事業の成果・効果 ②事業の評価	成果目標 結果
								総事業費	B 交付対象経費	C その他 (一般財源や 補助対象外経 費等)				
								174,274	173,943	331				
1	低所得	住民税非課税世帯重点支援給付金(追加給付分)【物価高騰対策給付金】	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 1032世帯×70千円 のうちR6計画分 事務費534千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 人件費として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯 (1032世帯)	R6.4	R6.7	I 物価高から国民生活を 守る	-	1,192	1,164	28	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する	R5年度住民税均等割非課税世帯への給付金の給付 9世帯×給付金70千円 給付金の給付に係る事務費(会計年度職員人件費) 計562千円	①申請のあった物価高騰の影響を受けている住民税均等割非課税世帯への給付金が実施できた。 ②支援を必要としている物価高騰の影響を受けている住民税均等割非課税世帯への生活支援が実施できた。	対象世帯に対して令和6年4月に支給を開始
2	一体支援	南箕輪村生活支援給付金等【物価高騰対策給付金】	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯 253世帯×100千円、令和6年度非課税化世帯 100世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯 91世帯×100千円、子ども加算 235人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者 5294人 (124020千円) のうちR6計画分事務費 8299千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 人件費 その他として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(444世帯)、定額減税を補足する給付の対象者数(5294人)	R6.5	R7.3	I 物価高から国民生活を 守る	-	150,772	150,669	103	対象世帯に対して令和6年4月までに支給を開始する	住民税均等割のみ課税世帯への給付金の給付 61世帯×給付金100千円 計6,100千円 非課税世帯への給付金の給付 100世帯×給付金100千円 計10,000千円 非課税世帯子ども加算への給付金の給付 45人×50千円 計2,250千円 定額減税を補足する給付2,970人 (124,020千円) 給付金の給付に係る事務費(会計年度任用職員人件費、印刷費、郵送料、システム改修負担金) 計8,402千円	①申請のあった物価高騰の影響を受けている住民税均等割のみ課税世帯への給付金の給付が実施できた。 ②支援を必要としている物価高騰の影響を受けている住民税均等割のみ課税世帯への生活支援が実施できた。	対象世帯に対して令和6年5月に支給を開始
13	推奨事業	福祉施設応援金交付事業	①物価高騰の影響を受けている福祉関係事業所への支援のため、応援金を支給することにより、福祉関係事業所の事業継続を図る。 ②福祉関係事業所への応援金 ③通所型事業者22施設×応援金200千円+訪問型事業者6施設×応援金100千円=5,000千円 ④高齢者・障がい者等を対象とした福祉関係事業所	R7.3	R7.3	II 物価高の 克服	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	5,200	5,000	200	支援が必要な福祉関係事業所へ確実に応援金を支給する。(対象28施設、給付率100%)	通所型事業者23施設に応援金200千円、訪問型事業者6施設に応援金100千円を給付、計29事業所、5,200千円	①物価高騰の影響を受けている福祉関係事業所に対して、応援金の給付が実施できた。 ②物価高騰の影響を受けている福祉関係事業所に対して、事業を継続するうえでの負担軽減を図ることができた。	対象30施設、給付率96.6%
14	推奨事業	学校給食費補助金	①物価高騰の影響による給食材料費の負担増に対して、給食費を補助することで小中学生を持つ家庭への影響軽減を図る。 ②給食費(家庭負担分)への補助金(教職員は対象外) ③(中学校共通)小中学生1,541人×200日×1食あたり補助金40円=12,328,000円、(給食センター追加)小中学生1,255人×206日×1食あたり補助金15円=3,877,950円、(南部小追加)小中学生294人×205日×1食あたり補助金15円=904,050円、計17,110,000円 ④小中学生を持つ家庭(学校が生徒数に応じて村へ補助金を申請する。)	R6.4	R7.3	II 物価高の 克服	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	17,110	17,110	-	支援が必要な家庭へ確実に補助金を届ける。(対象1,541人、給付率100%)	村内小中学校給食対象の生徒・児童に1食あたり55円を補助、延べ1,541人、計17,110千円	①物価高騰の影響による給食材料費の負担増に対して、小中学生を持つ家庭への既存の補助金を増額することができた。 ②給食材料費の負担増に対して、小中学生を持つ家庭へのさらなる負担を求めないこととなり、家庭への影響軽減を図ることができた。	対象1,541人、給付率100%

※ 事業No.3~6、8~10は欠番。事業No.7、11、12はR7への繰越事業。